

政令第二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

十三の三 磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
別表第二の二（第二条、第四条関係） 一〇十三（略） 十三の二 つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） 十三の三 磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） 十四〇三十三（略）	別表第二の二（第二条、第四条関係） 一〇十三（略） （新設） （新設） 十四〇三十三（略）